

豊島区監査委員公告第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、
令和4年度行政監査結果の報告に係る措置状況を別添のとおり公表する。

令和6年3月29日

豊島区監査委員	奥島正信
同	中川貞枝
同	鈴木善和
同	中澤雅之

5豊総総発第1422号
令和6年3月25日

豊島区監査委員 様

豊島区長 高 際 み ゆ き

令和4年度に実施した監査結果報告における監査委員意見・要望に
対する改善等措置及び検討状況の報告方について

標記監査結果報告において意見の付された事項について措置を講じたので、
地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

**令和4年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第2 3 意見・要望	(1) 準公金を取り扱う根拠について
監査結果報告における意見・要望事項		
<p>(1) 準公金を取り扱う根拠について</p> <p>区が準公金を取り扱うことについて、要綱、協定書等に記載するなど何らかの根拠があるものは37件(67.3%)で、18件(32.7%)は特段の根拠がなかった。</p> <p>根拠が不明確なまま事務を行うことは、責任の所在を曖昧とし、不適切な事例発生の温床となりかねない。対外的な説明責任を果たすうえでも区が取り扱う旨を明文化されたい。</p> <p style="text-align: right;">(対象課：会計課、関係各課)</p>		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課	会計管理室 会計課	
原因・理由・背景 などの事情説明	準公金について、区としての考え方や取扱いを定めた要綱等がなく、関係各課での取扱いの基準が統一されていなかった。	
措 置 の 状 況	いつ (いつまでに)	令和6年3月8日
	誰が (どこが)	会計管理室 会計課
	何を (どこを)	豊島区準公金取扱要綱
	どのように 措置(改善) した(する)	要綱を制定し、「準公金」について明文化した。 関連画像等があれば貼付する
情 報 の 共 有	措 置 状 況 に 関 する 周 知	令和6年3月8日 全庁に周知済

**令和4年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第2 3	意見・要望	(2) 会計処理に関する規範、取扱要領について
監査結果報告における意見・要望事項			
<p>(2) 会計処理に関する規範、取扱要領について</p> <p>現在、準公金に関する全庁的な規範は定められておらず、個別に各準公金の会計処理に関する取扱要領（マニュアル、手引き、手順書等含む）を作成していたものも4件（7.3%）のみであった。</p> <p>慣例や担当者の判断のみで実務が行われることのないよう、会計課において全庁的な規範制定を検討するとともに、各担当課においては取扱要領を作成し、事務処理の適正化を図られたい。</p> <p>なお、取扱要領については、学校給食費・教材費、生活保護費預り金などの先行事例があり、これらを参考に作成するほか、作成後も要領に添った運用が徹底されるよう定期的な確認を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（対象課：会計課、関係各課）</p>			

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課	会計管理室 会計課		
原因・理由・背景 などの事情説明	会計処理について、区の基準となる取扱いを定めた要綱等がなく、関係各課ごとの判断による処理が行われていた。		
措 置 の 状 況	いつ (いつまでに)	令和6年3月8日	
	誰が (どこが)	会計管理室 会計課	
	何を (どこを)	豊島区準公金取扱要綱	
	どのように 措置(改善) した(する)	<p>要綱を制定し、「会計処理」について、基本は公金に準じた処理とし、一部、準公金独自の処理を定めた。</p> <p>関連画像等があれば貼付する</p>	
情 報 の 共 有	措置状況に関する周知	令和6年3月8日 全庁に周知済	

**令和4年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第2 3 意見・要望	(3) 現金等の管理及びチェック体制について
監査結果報告における意見・要望事項		
(3) 現金等の管理及びチェック体制について		
① 入出金全般について 多額の現金を事務室内で保管することのないよう改善を図られたい。 なお、準公金の管理責任者について、不明確なまま実務に携わっている傾向が見受けられた。管理責任者を明確に定め、公金に準じた取扱いを心掛けられたい。		
② 入出金伝票の作成について 入出金の事務処理において、伝票を作成しているものは、収入で6件(10.9%)、支出で10件(18.2%)のみであった。伝票に代わる書類等もなく、現金授受の記録が不十分なものが多く見受けられた。 入出金の可否に係る決裁書類として、また金額の内訳や根拠を明確にする証拠書類として、伝票を作成されるよう要望する。		
③ キャッシュカード及び暗証番号の管理について キャッシュカード及び暗証番号の管理・預金通帳及び通帳印(届出印)の管理については、容易に入出金できる利点がある反面、不正利用等のリスクを伴うため、十分に検討したうえでの作成・使用が望ましい。やむを得ず作成・使用する場合は、管理・使用に関する明確なルールを設けるべきと考える。		
④ 預金通帳及び通帳印(届出印)の管理について リスク分散の観点で、通帳と通帳印は施錠可能な異なる場所に保管し、その鍵も異なる者が管理するのが望ましい。また、使用の際は、前述のキャッシュカードも含め、例えば、使用簿に記載するなどのルール化を検討されたい。		
(対象課：会計課、関係各課)		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課	会計管理室 会計課	
原因・理由・背景などの事情説明	現金等の管理及びチェック体制について、区の基準を定めたものがなく、関係各課の取扱いが統一されていなかった。	
措 置 の 状 況	いつ (いつまでに)	令和6年3月8日
	誰が (どこが)	会計管理室 会計課
	何を (どこを)	豊島区準公金取扱要綱
	どのように 措置(改善) した(する)	要綱を制定し、現金等の管理及び決裁について定めた。 関連画像等があれば貼付する

情報の共有	措置状況に関する周知	令和6年3月8日 全庁に周知済
-------	------------	-----------------

**令和4年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第2 3 意見・要望	(4) 現金出納簿について
監査結果報告における意見・要望事項		
<p>(4) 現金出納簿について</p> <p>① 現金出納簿の作成について</p> <p>準公金の会計事務に関し、現金出納簿が作成されていないものが20件(36.4%)あった。現金出納簿を作成せず、封筒への記入や通帳への記帳のみで管理しているものが多く見受けられた。</p> <p>現金出納簿は、現金や通帳残高の照合に不可欠な帳簿であるため、金額の多寡や入出金の頻度等にかかわらず、現金出納簿を備えられたい。</p> <p>② 残高の確認について</p> <p>現金出納簿を作成している準公金35件のうち、定期的な残高確認を行っていないものが3件(8.6%)あった。確認は行われているが、その頻度を年1回のみとするものもあった。</p> <p>現金出納簿における残高確認の頻度については、入出金の有無にかかわらず、少なくとも月次で確認されるよう改善を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(対象課：会計課、関係各課)</p>		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課	会計管理室 会計課	
原因・理由・背景 などの事情説明	現金等の管理等の帳票について定めたものがなく、現金出納簿の取扱いについて、関係各課の判断で処理されていた。	
措 置 の 状 況	いつ (いつまでに)	令和6年3月8日
	誰が (どこが)	会計管理室 会計課
	何を (どこを)	豊島区準公金取扱要綱
	どのように 措置(改善) した(する)	要綱を制定し、現金を取り扱うときは、現金出納簿を備え、記載等については公金に準じるものとした。 関連画像等があれば貼付する
情 報 の 共 有	措 置 状 況 に 関 する 周 知	令和6年3月8日 全庁に周知済

**令和4年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第2 3 意見・要望	(5) 証憑書類の保存期間について
監査結果報告における意見・要望事項		
<p>(5) 証憑書類の保存期間について 領収書、請求書等の証憑書類が保存されている準公金 49 件のうち、保存年数を1年未満としているものが4件(8.2%)ある一方、期間を定めず、関係団体の設立当初から10年以上にわたり保存しているものなどが14件(28.6%)あった。 会計処理の真実性や正確性を証明する書類として、区の公文書管理規程に準じ一定期間の保存を徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">(対象課：会計課、関係各課)</p>		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課	会計管理室 会計課	
原因・理由・背景 などの事情説明	証憑書類の保存について、区の基準を定めたものがなく、関係各課の判断で、保存年限を定めていた。	
措 置 の 状 況	いつ (いつまでに)	令和6年3月8日
	誰が (どこが)	会計管理室 会計課
	何を (どこを)	豊島区準公金取扱要綱
	どのように 措置(改善) した(する)	要綱を制定し、証憑保存について、原則、「適正に整理保管し、その完結の日から5年間保存しなければならない。」とした。 関連画像等があれば貼付する
情 報 の 共 有	措 置 状 況 に 関 する 周 知	令和6年3年8日 全庁周知済

**令和4年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第2 3 意見・要望	(6) 関係団体にかかる準公金の会計事務と職員の服務について
<p>監査結果報告における意見・要望事項</p> <p>(6) 関係団体にかかる準公金の会計事務と職員の服務について</p> <p>① 会計事務の位置づけについて</p> <p>区が準公金を取り扱うことについて明文化すべきことは(1)で申し述べたとおりであるが、関係団体の会計事務を行う場合は、その旨についても明文化しておく必要があると考える。明文化されていても具体的な業務内容まで明記されている例は少なく、団体内に会計担当が存在するにもかかわらず、その実務を区が担い、両者の関係が不明瞭な事例も見受けられた。</p> <p>準公金を取り扱うこと及び会計事務を担うことについては明文化しておくとともに、会計事務に係る区と関係団体の業務分担についても整理のうえ、区と団体間で共有されたい。</p> <p>② 職員の服務上の取扱いについて</p> <p>区職員が関係団体等の事務を行うことが明文化されていない場合、区と当該団体の責任が曖昧になるばかりでなく、職務専念義務など職員が遵守すべき規範に関し区民の疑念を招きかねない。関係団体の会計事務に区職員が従事することについては、単に慣例のみによることのないよう従事する根拠を明確化し、区の業務として行っていない(団体の業務として行っている)場合は、服務に係る所要の手続きを遺漏なく行われたい。</p> <p>③ 補助金等交付事務と団体事務について</p> <p>区から関係団体へ交付した補助金等が原資の一部となっている準公金24件のうち、当該団体の会計事務と補助金等の交付事務を同一の職員が行っているものが11件(45.8%)を占めた。</p> <p>立場を異にする事務を同一人が行うことは、利益相反につながりかねず、客観性を損なう極めてリスクの大きい体制といえる。事務分担を見直すとともに、十分なチェック体制を確保されたい。</p> <p>④ 会計事務移管の検討状況について</p> <p>区が関係団体の会計事務を担っている準公金31件のうち、当該団体へその会計事務の移管を検討しているものは、5件(16.1%)のみであった。団体との関係性、団体の経営基盤、これまでの経緯などによっては、区職員が団体の事務を一定程度、担わざるを得ない状況も理解できるが、本来は当該団体で処理すべきものである。</p> <p>区が関与する必要性と団体への事務移管の可能性について、あらためて検証されたい。</p> <p style="text-align: right;">(対象課：会計課、関係各課)</p>		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課	会計管理室 会計課	
原因・理由・背景 などの事情説明	取り扱う職員の位置づけやサービスについて区の定めがなく、 業務分担について、明文化されていないものがあった。	
措置 の 状 況	いつ (いつまでに)	令和6年3月8日
	誰が (どこが)	会計管理室 会計課
	何を (どこを)	豊島区準公金取扱要綱
	どのように 措置(改善) した(する)	要綱を制定し、取扱いの要件及び、取り扱える職員に ついて明文化した。 関連画像等があれば貼付する
情報 の 共 有	措置状況に関 する周知	令和6年3月8日 全庁周知済

**令和4年度行政監査結果報告における
監査委員意見・要望に対する措置状況等報告書**

項目番号	第2 3 意見・要望	(7) 預り金等の管理について
監査結果報告における意見・要望事項		
<p>(7) 預り金等の管理について</p> <p>募金、参加費等の金銭を区職員が一時的に管理するものがあつた。保管のみで出納事務を行っていないことから、先に述べた意見がすべて該当するわけではない。しかしながら、団体や区民等の金銭を一時的にせよ区が管理する際は、相応の責任が生じることを自覚すべきと考える</p> <p>単に預かっているだけ、善意で預かってあげているという安易な認識で管理することのないうよう充分留意され、適切な金銭管理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(対象課：会計課、関係各課)</p>		

上記の意見・要望事項に対する措置状況等

対 象 課	会計管理室 会計課	
原因・理由・背景 などの事情説明	預り金等について、区として定めたものがなく、関係各課の判断において取扱いをしていた。	
措 置 の 状 況	いつ (いつまでに)	令和6年3月8日
	誰が (どこが)	会計管理室 会計課
	何を (どこを)	豊島区準公金取扱要綱
	どのように 措置(改善) した(する)	<p>材料費等の実費徴収金の取扱いについても、「豊島区準公金取扱要綱」において定めた。</p> <p>関連画像等があれば貼付する</p>
情 報 の 共 有	措 置 状 況 に 関 する 周 知	令和6年3月8日 全庁周知済